一、不在船員有権者ハ全テ選挙区ニ属スル他ノ
有権者ニ選挙権ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

二、右ノ場合ハ不在選挙人ハ船長ノ証明書ノ
代理委任ヲ選挙日以前投票所ニ提出シ該代
理人ハ登録シ置クモノトス

三、右ノ登録ヲ為シタル不在選挙人
ニシテ選挙当日ハ選挙区ニ帰着シタル
場合若クハ郵便投票可能ナル土地ニ帰着
シタル場合ハ其ノ際ノ印鑑ヲ捺印セル代理者
ト共ニ解除届ヲ為シ選挙長投票所ヘ提出シ代理人ヲ
解除スルコトヲ得

四、
第三項ノ場合印鑑ヲ紛失シタル節ハ船長ノ証明ニ依ルモノトス

2.5.25
1146

五月十三日付

神戸海員同志会大会開催ノ件

神戸海員同志会ハ本月十八日午後七時ヨリ神戸市北長狭通リ六丁目
長狭倶楽部ニ於テ臨時大会ヲ開催シ会同者約五十名ニテ
同会主ナル大塚憲猛座長席ニ就キ左記事項ヲ協定シ十時
十分無事散会

記

一、争議解決ハ一致協力シ当ルノ件
争議継続者ニ対シ会社ヨリ支給セラレタル金四万円ノ外配分方法ハ本日
神戸在住職員首脳者ヲ全部上京セシメ同地ニ於テ協定セシムルコト
尚会社側用意ノ際相互自己会社修理中ノ保留問題ハ本月九日
来神シテ同友会ノ切崩ヲ為サシムル企図セル趣

二、裏切者対策ノ件